

災害時における船舶での輸送等の協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社江戸川造船所（以下「乙」という。）と月島食品工業株式会社（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙の所有する船舶を地域住民等の輸送等に使用すること及び丙が管理する施設内の一部スペースを物資等の保管等を目的として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者などをいう。
- （3）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙及び丙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する船舶を使用した地域住民等の輸送業務
- （2）乙が所有する船舶を使用した物資等の輸送業務
- （3）丙が管理する施設に物資等の保管、荷役機械又は資機材の供給業務
- （4）その他甲の要請により、乙及び丙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1・2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙及び丙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（船舶及び使用施設等）

第4条 乙が所有する船舶及び丙が物資等の保管として提供する施設等は、別紙のとおりとする。

（活動報告）

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動を報告書（第3・4号様式）により報告するものとする。

（管理運営）

第6条 乙及び丙は、甲の要請を受けて実施する第3条第1項所定の各事項について、自ら管理運営を行うものとする。

2 乙及び丙は、甲の要請を受けて提供した船舶及び施設等の原状回復については、自らこれを行うものとする。

(船舶等の使用終了)

第7条 甲は、乙の所有する船舶及び丙の所有する施設等について、第3条の要請事項を終了する際には、乙及び丙に使用終了届(第5・6号様式)を提出するものとする。

2 甲は、乙及び丙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮する。

(費用負担)

第8条 本協定において、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 施設の管理運営に係る光熱水費等

(2) 船舶の使用に係る燃料費

(3) その他甲乙丙協議のうえ、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、決定する。

(請求及び支払)

第9条 乙及び丙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、費用請求書(第7・8号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙及び丙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(訓練等への参加)

第10条 乙及び丙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

2 前項の費用については、原則無償とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙及び丙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙丙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、決定する。

本協定書は3通作成し、甲乙丙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月7日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
甲 江戸川区
江戸川区長 齊藤 猛

東京都江戸川区東葛西三丁目17番16号
乙 株式会社江戸川造船所
代表取締役社長 浅見 洋史

東京都江戸川区東葛西三丁目17番9号
丙 月島食品工業株式会社
代表取締役社長 管野 清幸